

協議第58号

新市の特別職の報酬等について

このことについて、古河市・総和町・三和町合併協議会新市特別職報酬等審議会の答申結果を踏まえ、別紙のとおり協議に付します。

平成17年7月26日提出

古河市・総和町・三和町合併協議会
会長 館野喜重郎

別紙

1. 給料・報酬

単位:円

職名		新市	古河市	総和町	三和町
常勤職	市長	月額 970,000	月額 900,000	月額 838,000	月額 830,000
	市長職務執行者	月額 970,000	—	—	—
	助役	月額 760,000	月額 700,000	月額 654,000	月額 648,000
	収入役	月額 700,000	月額 650,000	月額 607,000	月額 601,000
	教育長	月額 700,000	月額 650,000	月額 593,000	月額 587,000
議会	議長	月額 450,000	月額 450,000	月額 377,000	月額 377,000
	副議長	月額 410,000	月額 410,000	月額 352,000	月額 352,000
	議員	月額 380,000	月額 380,000	月額 335,000	月額 335,000
教育委員会	委員長	月額 76,000	月額 46,000	月額 32,400	月額 28,400
	委員長職務代理者	月額 65,000	月額 36,000	月額 29,700	月額 26,700
	委員	月額 65,000	月額 36,000	月額 29,700	月額 26,000
選挙管理委員会	委員長	年額 176,000	日額 8,400	年額 98,300	年額 87,900
	委員	年額 155,000	日額 7,200	年額 83,300	年額 76,300
公平委員会	委員長	日額 10,000	日額 8,400	—	—
	委員	日額 9,000	日額 7,200	—	—
監査委員	識見	月額 124,000	月額 84,000	月額 60,000	月額 30,000
	議会選出	月額 65,000	月額 36,000	月額 20,000	月額 10,000
農業委員会	会長	月額 57,200	月額 36,000	月額 56,300	月額 57,200
	会長職務代理者	月額 50,000	月額 31,000	月額 49,400	月額 50,000
	委員	月額 48,000	月額 31,000	月額 47,300	月額 48,000
固定資産評価審査委員会	委員長	日額 8,800	日額 6,000	日額 8,700	日額 8,800
	委員	日額 8,800	日額 6,000	日額 8,700	日額 8,800

※3市町の常勤職の給料については、条例上の金額。(一部、減額支給あり)

2. 期末手当

職名		新市	古河市	総和町	三和町
常勤職	市長	6月 160/100	6月 160/100	6月 160/100	6月 160/100
	助役	12月 170/100	12月 170/100	12月 170/100	12月 170/100
	収入役	加算 15/100	加算 15/100	加算 15/100	加算 15/100
	教育長				
議会	議長	6月 160/100	6月 160/100	6月 160/100	6月 160/100
	副議長	12月 170/100	12月 170/100	12月 170/100	12月 170/100
	議員	加算 15/100	加算 15/100	加算 15/100	加算 15/100

3. 旅費(日当)

単位:円

職名	新市	古河市	総和町	三和町
常勤職	2,600	2,600	2,000	2,000
議会	2,600	2,600	2,000	2,000
教育委員会	2,600	2,600	2,000	2,000
選挙管理委員会	2,600	2,600	2,000	2,000
公平委員会	2,600	2,600	2,000	2,000
監査委員	2,600	2,600	2,000	2,000
農業委員会	2,600	2,600	2,000	2,000
固定資産評価審査委員会	2,600	2,600	2,000	2,000

4. 費用弁償

単位:円

職名	新市	古河市	総和町	三和町
議会	支給無し	3,000	支給無し	2,000
教育委員会	支給無し	支給無し	支給無し	2,000
選挙管理委員会	支給無し	支給無し	支給無し	2,000
公平委員会	支給無し	支給無し	支給無し	2,000
監査委員	支給無し	支給無し	支給無し	2,000
農業委員会	支給無し	支給無し	支給無し	2,000
固定資産評価審査委員会	支給無し	支給無し	支給無し	2,000

平成17年7月20日

古河市・総和町・三和町合併協議会
 会長 舘野喜重郎様

古河市・総和町・三和町合併協議会
 新市特別職報酬等審議会
 委員長 松原俊二

新市における特別職の報酬等の額について（答申）

平成17年5月11日付、古総三協発第23号で諮問のありました標記事項について、本審議会は慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

1. 新市における特別職の報酬等について

単位：円

	職名	給料・報酬	期末手当	旅費	費用弁償
常勤職	市長	月額 970,000	6月 160/100 12月 170/100 加算 15/100	2,600	支給しない
	市長職務執行者	月額 970,000		2,600	
	助役	月額 760,000		2,600	
	収入役	月額 700,000		2,600	
	教育長	月額 700,000		2,600	
議会	議長	月額 450,000	6月 160/100	2,600	
	副議長	月額 410,000	12月 170/100	2,600	
	議員	月額 380,000	加算 15/100	2,600	
教育委員会	委員長	月額 76,000		2,600	
	委員長職務代理者	月額 65,000		2,600	
	委員	月額 65,000		2,600	
選挙管理委員会	委員長	年額 176,000		2,600	
	委員	年額 155,000		2,600	
公平委員会	委員長	日額 10,000		2,600	
	委員	日額 9,000		2,600	
監査委員	識見	月額 124,000		2,600	
	議会選出	月額 65,000		2,600	
農業委員会	会長	月額 57,200		2,600	
	会長職務代理者	月額 50,000		2,600	
	委員	月額 48,000		2,600	
固定資産評価 審査委員会	委員長	日額 8,800		2,600	
	委員	日額 8,800		2,600	

2. 答申理由

答申をまとめるにあたっては、特別職の職務内容及び勤務態様等を分析し、これに加えて合併協議会で確認されている「同規模自治体の特別職の職員の報酬額を参考に合併時まで調整する。」という合併協定を踏まえ、同規模自治体及び県内他市との比較を基に、広い視野に立って率直な意見交換を行い慎重に審議した。

特別職の報酬等については、新生「古河市」が約 15 万人の規模となり、特別職の人員も基本的に 3 分の 1 となることから、その職責が重くなることは必至であり、同規模自治体等を参考にとりまとめたものである。

ただし、議会議員については、在任特例を適用することから現行の報酬額をベースに検討を行った。その結果、「新市においても議員として同等の職責を負う」、「新市発足にあたっての議員の役割は極めて重要である」、「県内の事例と比較すると報酬額の差異が少ない」、「在任期間が古河市の議員任期であるのに対し、総和町と三和町の議員任期は約 10 ヶ月程度縮小される」などの理由から、多数決により古河市の報酬額に統一することとした。また、農業委員会委員についても、同様に在任特例を適用することから、全会一致により三和町の報酬額に統一することとした。

最後に、市政運営の先頭に立つ市長、議会議員等の特別職におかれては、新生「古河市民」の負託に応えるため、一層の市民サービスの向上を目指し尽力されることを希望する。

3. 付帯意見

- (1) 議会議員の報酬については、約 1 年 8 ヶ月の在任特例を適用することとしているが、合併の目的のひとつが健全財政の確立にあることから、期間内の財政支出を極力抑える必要があること、並びに住民感情等を考慮し、現行の 3 市町の報酬額に据え置くべきとの強い意見があった。
- (2) 特別職の報酬については、新市においても社会経済情勢や財政状況などに鑑み、期末手当のあり方を含め、引き続き制度面について研究されるとともに、適宜、報酬審議会を設置し、時代の趨勢にあった改定が行われるよう配慮願いたい。